(法第七条第一項の政令で定める期間)

|法||という。)第六条第八項の指定感染症として定める。

官

ぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

法第八条第

項

政令第四百二十号。以下この条において「令」という。)の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令をここに公布する。

令和二

御

名

御

璽

令和二年一月二十八日

- 号

ロナウイルス感染症」という。)を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下すれたものに限る。)であるものに限る。次条及び第三条(同条の表を除く。)において単に「新型コされたものに限る。)であるものに限る。次条及び第三条(同条の表を除く。)において単に「新型コされたものに限る。)であるものに限る。次条及び第三条(同条の表を除く。)において単に「新型コされたものに限る。)であるものに限る。次条及び第三条(同条の表を除く。)において単に「新型コされたものに限る。)であるものに限る。次条及び第三条(同条の表を除く。)において単に、新型コロナウイルス感染症の指定)で、入条第八項、第七条第一項及び第六十六条の規定に基づき、この政令を制定する。 (新型コロナウイルス感染症の指定) (新型コロナウイルス感染症の指定) (新型コロナウイルス感染症の手防及び感染症の手放の表をに関する法律(平成十年法律第百十四号)第一、大条第八項、第七条第一項及び第六十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

第三条 第二条 法第七条第一項の政令で定める期間は、 八号、第九号、第十一号、第十三号及び第十四号を除く。)、第五十九条、第六十一条第二項及び第 施行の日以後同日から起算して一年を経過する日までの期間とする。 の上欄に掲げる法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成十年 十六条の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)を準用する。この場合において、 三項、第六十三条、第六十三条の二、第六十四条第一項、第六十五条、第六十五条の三並びに第六 六条(第四項を除く。)、第三十七条、第三十八条第三項から第六項まで及び第九項、第三十九条第 十六条から第二十五条まで、 く。)、第十五条(第三項については、第一号、第四号、第七号及び第十号に係る部分に限る。)、第 項、第四十条から第四十四条まで、第五十七条(第四号から第六号までを除く。)、第五十八条(第 (法等の準用) 新型コロナウイルス感染症については、 第二十六条の三から第三十条まで、第三十四条、第三十五条、 法第八条第一項、第十二条 新型コロナウイルス感染症については、この政令の (第四項及び第五項を除 次の表 第三十

二類感染力

症一類感染症の患者又は

新型コロナウイルス感染症

内閣総理大臣 安倍 晋三

			和年表八多	13 213 213	1 /13 1%	F ()		'	- 現			
及び第二項法第十六条の三第一項	法第十六条第一項	法第十五条第九項	法第十五条第六項	法第十五条第五項	号 法第十五条第三項第四	号	第二項第二項及び	法第十二条第六項	法第十二条第二項			法第十二条第一項
型インフルエンザ等感染症一類感染症、二類感染症又は新	から前条まで	第三項	感染症の所見がある者 感染症の所見がある者 感染症の所見がある者 感染症の所見がある者 しくは新型インフルエンザ は無症状病原体保有者、新 しくは新型インフルエンザ が変染症、二類感染症、三類感染症、三類感染症、三類	第三項	は新型インフルエンザ等感染症ー類感染症、二類感染症若しく	の患者、疑似症患者の患者、疑似症患者	感染症の所見がある者 感染症の所見がある者 感染症の所見がある者 感染症の無ないない。 原体保有者、新 原体保有者、新 の類感染症、 の類感染症、 の類感染症、 の類感染症、 の類感染症、 の類感染症、 の類感染症、 の類感染症、 の類感染症、 の類感染症、 の類感染症、 の類感染症、 の類感染症、 の類感染症、 の類感染症、 の類感染症、 の類感染症、 の類感染症、 の数感染症、 の類感染症、 の類感染症、 の類感染症、 の類感染症、 の類感染症、 の類感染症、 の類感染症、 の類感染症、 の類感染症、 の質素を ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、	第一項各号に規定する感染症	内に	項を最寄りの 七日以内にその者の年齢、性別 その他厚生労働省令で定める事 を最寄りの	ちに第一号に掲げる者については直	次に掲げる者
新型コロナウイルス感染症	分に限る。) 分に限る。) 分に限る。) 分に限る。) 分に限る。) (第四項及び第五項を除く。)及び第	び第十号に係る部分に限る。) 第三項(第一号、第四号、第七号及	しくは無症状病原体保有者	び第十号に係る部分に限る。)第三項(第一号、第四号、第七号及	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症の患者	しくは無症状病原体保有者	新型コロナウイルス感染症	直ちに	最寄りの	直ちに	は無症状病原体保有者新型コロナウイルス感染症の患者又

令和2年1月28日 火曜日

									-											
法第二十四条第三項第				一号		法第二十二条第四項	び第二項法第二十二条第一項及	法第二十一条		法第二十条第二項		法第二十条第一項		法第十九条第三項	2 2 1	法第十九条第一項ただ		法第十九条第一項	法第十八条第一項	法第十七条第一項
おいて準用する場合を含む。)	担じられる。	頁の規定こよる申请こ基づく費延長並びに第三十七条の二第一	おいて準用する場合を含む。)第二十条第四項(第二十六条に	おいて準用する場合を含む。)	原体を保有しているかどうか	る一類感染症	原体を保有していない当該入院に係る一類感染症の病	移送しなければならない	は第一種感染症指定医療機関特定感染症指定医療機関若しく	一種感染症指定医療機関又は第特定感染症指定医療機関又は第	は第一種感染症指定医療機関特定感染症指定医療機関若しく	一類感染症	は第一種感染症指定医療機関特定感染症指定医療機関若しく	一種感染症指定医療機関 「種感染症指定医療機関又は第	は第一種感染症指定医療機関	症指定医療機関若	は第一重惑染症旨官医療機関若しく特定感染症指定医療機関若しく	一類感染症	ルエンザ等感染症の患者に、三類感染症の患者及び二類感染症を決定を決定を必要を	等感染症、二類感染症、三類の関係を
第十九条第七項		延長	同条第四項	第二十条第一項	染症の症状が消失したかどうか、	ロナウイルス感染症の病状が消失した	を保有していないこと又は当該感染新型コロナウイルス感染症の病原体	移送することができる	感染症指定医療機関	感染症指定医療機関	感染症指定医療機関	新型コロナウイルス感染症	感染症指定医療機関	感染症指定医療機関	7/38/37/47/4/2/LLL 37/47/LLL	指定医療機関	機関を除く。以下司ごごこの。 感染症指定医療機関(結核指定医療	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症の患者	新型コロナウイルス感染症
						I														
	法第三十八条第三項			法第三十七条第一項	法第三十六条第一項	法第三十五条第五項		法第三十王条第四項	4			-	法第三十五条第一項法第三十匹条	4	去第三十条	法第二十九条		法第二十八条	法第二十七条	び第二項で第二項及び第二項及び第二項並びに第一項がの三第一項を第二項がの三第一項を第一項を第一項を第一項を第一項を第一
見がある者感染症の患者及び新感染症の所	前二条	じ。)		る場合を含む。又は第四十六条定を第二十六条において準用す者しくは第二十条(これらの規	条第一項、第三十条第一項又は第三十一	一条第二項 一条第二項 一条第二項又は第三十	1 1	感染症若しくは とあるのは、 第一項中「、三類感染症、四類 準用する この場合にまいて	. 忠、	型「ノアレニンザ等なき」との表感染症、四類感染症、二類感染症、三類感染症、三類	者が型インフルエンザ等感染症の患者が	二類感染症	第三十三条	等感染症は新型インフルエンザ感染症をは新型インフルエンザ	二領或杂定、二	ンフルエンザ等感染症 一類感染症、四類感染症又は新型イ 一類感染症 二類感染症 三類	症又は四類感染症	一類感染症、二類感染症、三類	ンフルエンザ等感染症 感染症、四類感染症又は新型イー類感染症、二類感染症、三類	型インフルエンザ等感染症 一類感染症、二類感染症又は新
新型コロナウイルス感染症の患者	第三十七条		患者	又は第二十条	又は第三十条第一項	又は第二十九条第二項		準用する	i	新型コロナウイルス感染症の患者		新分	第三十条		新型ココナウイレス 惑杂 i	新型コロナウイルス感染症		新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症

						法第四十二条第一項	法第四十一条第一項	法第四十条第一項			法第三十九条第一項			法第三十八条第九項	法第三十八条第六項	法第三十八条第五項	法第三十八条第四項
省令で定める医療の二第一項に規定する厚生での一類で見たは薬局から第三十項に規定する厚生のでで定めるものを	院若しくは診療所(第六条第十り、結核指定医療機関以外の病り、結核指定医療機関以外の病下この項において同じ。)が、緊にはり入院した患者を例く、以	第十九条又は第二十条の別条において読み替えて準用に居住する結核患者(第二療を受けた場合又はその区	若しくは診療所から	いて同じ。)	が 50 と 5 と 5 と 5 と 5 と 5 と 5 と 5 と 5 と 5	場合を含む。以下この頁こを第二十六条において準用しくは第二十条(これらの	る医療 に規定する厚生労働省令で定め 医療又は第三十七条の二第一項	条の二第一項第三十七条第一項又は第三十七	条の二第一項の規定による第三十七条第一項又は第三十七	を除く。) を除く。)	定により 又は第三十七条の二第一項の規	び結核指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及	前二条	第七項	ンザ等感染症 二類感染症及び新型インフルエ	型インフルエンザ等感染症一類感染症、二類感染症及び新	型インフルエンザ等感染症 一類感染症、二類感染症及び新 新感染症の所見がある者並びに
		医療	又は診療所から		F J	入院)と患者 定医療機関以外の病院又は診療所に 又は第二十条の規定により感染症指	医療	第三十七条第一項	同項の規定による	患者	の規定により	及び第二種感染症指定医療機関	第三十七条	第六項	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症
三法		二法		法等	法	法			法	ら法第第	び法第第						
三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、三、		二法第五十八条第四号の		法第五十八条第四号	法第五十八条第三号	法第五十八条第二号			法第五十八条第一号	^{第三号まで} 第三号まで 第三号か	界四十四条 明及						
含む。) 含む。) 含む。)	む。)の規定(これらの規定を第五十条第二)	含む。) 含む。)	J la	に進月亡る場合と含いってはち第二十一条(第二十六条におい	む。) 又は第四十八条第四項む。) 又は第四十八条第四項(第二十六	第十七条又は第四十五条	までの規定 三項若しくは第五項から第八項 三項若しくは第五項から第八項	子(第二項及て第五項を除く。)、第十五条の二から第十六条	孫	る。(第五十条第一項の規定により	条の二第一項祭の二第一項とび第三十七	コ 行 及 を を を を を を を を を を を を を を を を を を	する厚生労働省会で定める医療 ら第三十七条の二第一項に規定 結核患者が結核指定医療機関が	以内に居住す	七条第一項各号感染症指定医療機関から第三十	十六条十六条若しくは第四	第三十七条第一項又は第三十七
採取	の規定	収去		第二十一条	又は第二十二条第四項	第十七条	の規定	る。)、第十六条又は第七号及び第十号に係る部分に限第七号をではては第一号 第四号	第	に要する	第三十七条第一項			場合	感染症指定医療機関から同項各号	又は第二十条	同項

十二条第二項 「これらの規定を第五号か 大三条第二項 「これらの規定 「これらの規定 「これらの規定 「これらの規定 「これらの規定 「三条第二項 「三項 「三項 「三項 「三項 「三項 「三項 「三項 「三項 「三項 「三)、前章及び) 及び	
(これらの規定を第五十条第二項	7パ `	で、第五十六条の二十三条の工第三項、第五十六条の二第三項、第五十六条の二第三項、第五十六条の出第二項、第五十六条の出第二項、第五十六条の出第二項、第五十六条の出第二項、第五十二条(結核指定医療機関に係る部分を除く。)、医療機関に係る部分を除く。)、医療機関に係る部分を除く。)、医療機関に係る部分を除く。)、医療機関に係る部分を除く。)、医療機関に係る部分を除く。)、	
十四条第二項 (これらの規定を第五十条第三 の規定 ・	第三十八条第五項、	項、第六項、第八項三十八条第一項、第六項、第八項、第二項及び第七四条の二第一項及び第七十四条第一項及び第五百	
(これらの規定を第五十条第三 の規定 ・ 一条第三項 (これらの規定を第五十条第三項 (これらの規定を第五十条第三項 (第三十条第一項の規定により する場合 (第三十条第一項の規定により 実施される場合を含むごに 第二号の費用 人の規定 (第三十条第一項の規定により とり実施された場合を含むごに 第二号の費 を除る。 (第五十条第一項の規定により とり実施された場合を含むごに 第七号まで及び第十二号の費 を発症、四類感染症、二類感染症、三類 が型コロナウイル が 等感染症、三類 新型コロナウイル が いっぱい は かり実施された場合を含むご (第七号まで及び 第二号 を含むご) が 第三号 第三号 (第五十条第一項の規定に 場合 (第五十条第一項の規定に 場合 (第五十条第一項の規定に 場合 (第五十条第一項の規定に 場合 (第五十条第一項の規定に 場合 (第二十条第一項の規定に 場合 (第二十条第一項の規定に 場合 (第二十条第一項の規定に 場合 (第二十条第一項の規定に 場合 (第二十条第一項の規定に 場合 (第二十条第一項の規定に 場合 (第二十条第三 (場合 (第三十条第三 (場合 (第三十条第三 (場合 (第三十条第三 (日本 (場合 (第三十条第三 (日本 (場合 (第三十条第三 (日本	第六章	前章	法第六十四条第一項
(これらの規定を第五十条第三 の規定 十一条第三項 (これらの規定を第五十条第三項 (第三十十条第三項 (第三十十十条第三項 (第三十十十条第三項 の費用及び同条第十二号の費用及び同条第二項の規定により に係るものを除く。) 「一類感染症、四類感染症、四類感染症、三類 新型コロナウイル 大り実施された場合を含む。)に要する 原子 (第五十条第一項の規定により を除く。) 「一類感染症、四類感染症、三類 新型コロナウイル が等感染症 三類 新型コロナウイル が いっか は	場合	り実施された場合を含合(第五十条第一項の	
(これらの規定を第五十条第三 の規定 中一条第二項 (第五十条第一項の規定により に要する 特まで (第五十条第一項の規定により に要する 特まで (第五十条第一項の規定により に要する 中類感染症、二類感染症、三類 新型コロナウイル より実施された場合を含む。) 第三号 場合 (第五十条第一項の規定により に要する 場合 (第五十条第一項の規定により に要する より実施された場合を含む。) 第三号 場合 (第五十条第一項の規定により に要する より実施された場合を含む。) 第三号 場合 (第五十条第一項の規定により に要する 場合 (第五十条第一項の規定により に要する 場合 (第五十条第一項の規定により に要する 場合 (第五十条第一項の規定により に要する 場合 (第五十条第一項の規定に場合 より実施された場合を含む。) 第三号 場合 (第五十条第一項の規定に場合 場合 (第五十条第一項の規定に場合	コロナウイル	サ等感染症又は新二類感染症、	法第六十三条第三項
十二条第二項 (これらの規定を第五十条第三 の規定 (これらの規定を第五十条第三項 (第五十条第一項の費用及び同条第十二号の費用及び同条第十二号の費用及び同条第十二号の費用及び同条第十二号の費用を含む。) に係るものを除く。) 第三号 (第三十七条の二第一項の規定により に要する 場合 (第五十条第一項の規定により に要する 「無不要に、四類感染症、一類感染症、三類 新型コロナウイル 場合(第五十条第一項の規定により に要する 「第三号」 「第二号の費用を含む。」 第三号 第三号 「第二号の費」 「第二号の規定により、「第二号の表字の規定により、「第二号の表字の表字の規定により、「第二号の表字の表字の規定により、「第二号の規定により、「第二号の規定により、「第二号の規定により、「第二号の表字の表字の表字の表字の表字の表字の表字の表字の表字の表字の表字の表字の表字の	場合	り実施された場合を含む。)合(第五十条第一項の規定	
(これらの規定を第五十条第三 の規定	コロナウイ	染症又は四類感染症、類感染症、二類感染症、	法第六十三条第二項
(これらの規定を第五十条第三 の規定 中一条第三項 (第五十条第一項の規定により に要する 特まで る 第四号	場合	実施された場合を含む。)(第五十条第一項の規定	
十一条第三項 第九号まで及び第十四号並びに 第七号まで及び 中一条第三項 (第五十条第一項の規定により に要する 実施される場合を含む。)に要する 実施される場合を含む。)に要する 実施される場合を含む。)に要する 実施される場合を含む。)に要する に係るものを除く。) 第三号 第二号の費用 及び第十二号の に係るものを除く。)	ロナウ	ルエンザ等感染症四類感染症若しく症、二類感染症	法第六十三条第一項
(これらの規定を第五十条第三 の規定 ・	第七号まで及び	九号まで及び第十四号並び	
十九条 第四号 (これらの規定を第五十条第三の規定によりに要する場合を含む。)に要する場合を含む。)に要する。 (これらの規定を第五十条第三の規定によりに要する。)	σ	に係るものを除く。) (第三十七条の二第一項に規定の費用及び同条第十二号の開工場の第一項に規定	条第二
(これらの規定を第五十条第三 の 実施される場合を含む。)に要す で、第五十条第一項の規定により で、の規定	第三号	第四号	九
	に要する	る場合を含む。) に余第一項の規定に	
	の規定	む。)の規定 項において準用する場合を含 ではいて準用する場合を含む。)の規定を第五十条第三	

	令第六条	む。) 条において準用する場合を含第二十五条第六項(法第二十六	第二十五条第六項
	令第二十五条第一項	第四号	第三号
	令第二十七条第一項	第九号まで及び第十四号	第七号まで

四条 前条において準用する法第十二条 定受託事務とする。 いる事務は、地方自治法 係る部分に限る。)の規定により都道府県、 十六条の三(第二項、 及び第六項を除き、第三項については第一号、第四号、第七号及び第十号に係る部分に限る。)、第 (事務の区分) (第二項及び第四項を除く。)並びに第三十八条第五項及び第九項 (第一種感染症指定医療機関に 第十九条第一項、 第二十三条、第二十五条第四項、第二十六条の三(第二項及び第四項を除く。)、第二十六条の 第三項及び第五項、 第四項及び第十一項を除く。)、第十七条、第十八条第一項、 (昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法 (第四項及び第五項を除く。)、第十五条(第二項、 保健所を設置する市又は特別区が処理することとされて 第二十条第一項から第五項まで、第二十一条、 第三項及び第四 第二十二 第五

附 則

(施行期日)

1 (この政令の失効) この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

2 することができる実費については、 は第三項の規定により負担する負担金又は第三条において準用する法第六十三条の規定により徴収 規定により支弁する費用、 までを除く。)若しくは第五十八条 (第八号、第九号、第十一号、第十三号及び第十四号を除く。)の 為に対する罰則の適用及びその時までに第三条において準用する法第五十七条(第四号から第六号 この政令は、第二条に規定する期間の末日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行 (地方自治法施行令の一部改正) 第三条において準用する法第五十九条若しくは第六十一条第二項若しく この政令は、 その時以後も、 なおその効力を有する。

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。 別表第一に次のように加える。

3

政令第十一号) かる等の政令(令和二年がる等の政令(令和二年がとして定 年第一会、第二項及び第十号、第三項については定第十五条、第二項及び第十月を除る。の規定により都道府県、保健所を設置する市又はいて限る。の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務

総務大臣 高市 早苗

内閣総理大臣 厚生労働大臣 加藤 安倍 勝信 晋三

検疫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

6

御 名

璽

御

令和二年一月二十八日

政令第十二号

内閣総理大臣

安倍

晋三

検疫法施行令の一部を改正する政令

内閣は、検疫法(昭和二十六年法律第二百一号)第二条第三号及び第二十六条の規定に基づき、こ

の政令を制定する。

検疫法施行令(昭和二十六年政令第三百七十七号)の一部を次のように改正する。

型コロナウイルス感染症」という。)」を加え、「別表第二」を「同表」に改める。 する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。別表第二において単に「新 イルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染 第一条中「ジカウイルス感染症」の下に「、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウ

別表第二人又は貨物に対する検疫感染症の病原体の有無に関する検査の項中 | ジカウイルス感染

=; 四、

五〇

件につき 二、五〇〇円

症

官

〇円 〇円

に改める。

この政令は、

附

則

を

新型コロナウイルス感染症 ジカウイルス感染症 件につき 件につき

公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。 厚生労働大臣 加藤

内閣総理大臣

〇厚生労働省令第九号

る法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令を次のように定める。 感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関す 四号)第十八条第二項の規定に基づき、 規定により準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和二年政令第十一号)第三条の 及び同法を実施するため、新型コロナウイルス感染症を指定

令和二年一月二十八日

厚生労働大臣

加藤

防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関す 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予

同令第十一条第二項第三号及び第三項第一号中「中東呼吸器症候群」とあるのは 類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は新感染症」とあるのは 界保健機関に対して、 九十九号)の規定を準用する場合においては、同令第八条第一項第一号中「一類感染症、二類感染症、九十九号)の規定を準用する場合においては、同令第八条第一項第一号中「一類感染症、二類感染症、規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第 ス感染症、 三類感染症、 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和二年政令第十一号)第三条の (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世 以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。)」と、同条第五項第二号中 中東呼吸器症候群」と読み替えるものとする。 四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症」とあるのは「新型コロナウイルス感 人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに 「新型コロナウイルス感染症」と、 「新型コロナウイル

限る。

(この省令の失効) この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。 (施行期日)

この省令は、施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失う。

2

1

〇厚生労働省令第十号

する省令を次のように定める。(検疫法(昭和二十六年法律第二百一号)第四十一条の規定に基づき、検疫法施行規則の一部を改正)を対し、対象を対し、対象を対し、対象を対象と、対象を対象と、対象を対象を対象と

厚生労働大臣

加藤

勝信

令和二年一月二十八日

検疫法施行規則の一部を改正する省令

検疫法施行規則(昭和二十六年厚生省令第五十三号)の一部を次の表のように改正する。

正 後 改 正 (傍線部分は改正部分) 前

第六条 (仮検疫済証の様式等) 改 第六条 (略) (仮検疫済証の様式等)

を超えてはならない。

検疫済証に付する期間は、次に掲げる時間2 法第十八条第一項の規定により前項の仮

を超えてはならない。

(略)

検疫済証に付する期間は、次に掲げる時間

法第十八条第一項の規定により前項の仮

三| | |八 略)

四| ~ 九|

略)

は、三百三十六時間

に感染したおそれのある者があるとき のに限る。)であるものに限る。)の病原体 能力を有することが新たに報告されたも ら世界保健機関に対して、人に伝染する ス(令和二年一月に、中華人民共和国か ベータコロナウイルス属のコロナウイル 新型コロナウイルス感染症(病原体が

この省令は、 公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。